

1. 目的

認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行う。

2. 実施主体 島根県（健康福祉部高齢者福祉課）

3. 実施機関

社会福祉法人 東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

4. 研修対象

介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

※介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられています（令和6年3月31日までは努力義務）（厚生労働省老健局の各サービス基準等を参照）。

※義務づけ免除資格

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

（「介護保険最新情報 Q&A Vol3 令和3年3月26日 厚生労働省老健局」も参照ください）

5. 研修内容

科目：認知症の人の理解と対応の基本

形式：自学習（eラーニング）150分程度（動画視聴150分＋テスト所要時間）

※研修日時の指定はなく、好きな時間に受講できます。

動画はチャプター（章）に分かれており、受講者の都合に合わせて、何回かに分けて受講することができます。

6. 受講料 3,000 円／人（消費税込）

※受講申し込み後にシステム上にて、クレジットでの支払いか
銀行振込（バーチャル口座）のどちらかを選んでお支払いください。

7. 修了証書

認知症介護研究・研修仙台センター長名で発行されます。

※科目をすべて受講し、確認テストを終了すると、システム上で発行できるようになります。

8. 申込方法

(1) 事業所コードの発行（事業所責任者の方が行う手続き）

- ① eラーニングシステム（外部リンク）にアクセスし、「事業所登録フォーム」へ進んでください。
- ② 必要事項を入力して送信してください。
※自治体は「島根県」を選択してください。
- ③ システムを通じて事業所コードが発行され、登録したメールアドレスに送信されます。
※数日かかる場合があります。
- ④ 事業所責任者は、発行された事業所コードを受講希望者へ配布・通知してください。

(2) 受講の申込み（受講者本人が行う手続き）

- ① 受講希望者はeラーニングシステム（外部リンク）にアクセスし、「受講申込はこちら」へ進んでください。
- ② メールアドレスを登録します。
※1つのメールアドレスで複数人登録することはできません。
必ず1人につき1つのメールアドレスをご用意ください。
- ③ 登録されたメールアドレスにメールが届きますので、記載された URL から個人情報の登録を行ってください。
- ④ 登録されたメールアドレスにメール（受講料支払のお願い）が届きます。
システム上にて、クレジットでの支払いか銀行振込（バーチャル口座）のどちらかを選んでお支払いください。
- ⑤ 受講料の入金を確認された後、登録されたメールアドレスに受講許可のお知らせが送信されますので、受講を開始してください。
- ⑥ 受講に当たっては、認知症介護基礎研修 eラーニング操作マニュアル（受講者用）をご確認ください。

9. 問い合わせ先

認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム (外部リンク) の「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。

〔外部リンク〕 <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>

※操作マニュアルも掲載されていますのでご確認ください。

10. その他

本要項は令和4年4月1日から適用する。